

■協力医療機関連携加算、実効性ある連携構築で同意得なくても算定可

- ・厚生労働省は 2024 年度の介護報酬改定に関する Q&A (Vol.7) で、「協力医療機関連携加算」について介護施設・事業所が入所者の病歴などの情報を協力医療機関と共有する会議を定期的で開催するなど実効性のある連携体制を構築していれば、入所者の同意が得られなくても算定できるとの考え方を示した。
- ・同加算は、高齢者施設などと協力医療機関との実効性のある連携体制を構築することを目的とした評価で、24 年度の介護報酬改定で新設された。介護老人福祉施設や介護老人保健施設、グループホームなどが、同意を得た上で入所者などの病歴の情報を協力医療機関と共有する会議を定期的で開催した場合に算定できる。
ただ、病歴の情報を協力医療機関と共有することについて入所者などから同意を得られないケースも想定される。
- ・厚労省は Q&A で、実効性のある連携体制を構築していれば同意を得られない入所者についても算定できるとの解釈を示した。また、同意を得られなくても入所者の状態が急変した時には協力医療機関による診療が受けられるようにする必要があるとしている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護保険最新情報「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.7)」

(令和 6 年 6 月 7 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001261867.pdf>